

# 港区防災学校プログラム企画・運営支援業務委託

## 事業候補者募集要項

平成 30（2018）年 12 月  
港区防災危機管理室防災課

## 1 件名

港区防災学校プログラム企画・運営支援業務委託（以下、「本業務」という。）

## 2 本業務の目的

本業務は、広く区民等が気軽に参加できる防災に関する知識などの普及講座や、区内の防災士を対象とした研修会を実施し、区民が自ら災害に備える「自助」の対策を進め、さらに地域で互いに助け合う「共助」への考え方を定着させるとともに、地域の防災リーダーとして活動する防災士の支援を行うことを目的とします。

## 3 業務概要

### (1) 業務内容

別紙1 仕様書（案）のとおり

### (2) 履行期間

契約締結日から平成32（2020）年3月31日まで

### (3) 履行場所

港区指定場所

### (4) 事業規模

3,850,000円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、別紙1仕様書(案)に記載のある事業の規模を示すものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。

## 4 参加資格条件

業務の一環として、港区の地域特性を踏まえたうえで、委託する事業者には、防災分野における高度の専門知識を要求します。

また、本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後、契約締結請求までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 株式会社等の法人格（以下「事業者」という。）を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

## 5 選考スケジュール（予定）

手続き	日程
プロポーザル募集要項の公表・配布開始	平成30年12月19日（水）
質問受付期限	平成30年12月25日（火）
質問回答	平成30年12月28日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	平成31年1月10日（木）
一次審査結果通知	平成31年1月25日（金）
二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）	平成31年2月7日（木）
二次審査結果通知	平成31年2月8日（金）
契約締結・審査結果公表	平成31年3月下旬

## 6 プロポーザル実施関係および提出書類の配布

### （1）配布場所および配布期間等

#### ①配布場所

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

#### ②配布期間等

##### （ア）窓口配布期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月10日（木）まで  
※午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

##### （イ）ホームページ掲載期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月10日（木）まで

#### ③配布書類 ※以下の書類は港区公式ホームページからダウンロードが可能です。

##### （ア）プロポーザル関係

- ・港区防災学校プログラム企画・運営支援業務委託事業候補者募集要項
- ・別紙1 仕様書（案）
- ・別紙2 事業候補者選考方針

##### （イ）提出書類関係

- ・【様式1】質問書
- ・【様式2】参加表明書
- ・【様式3-1】共同事業体構成書
- ・【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ・【様式3-3】委任状
- ・【様式4】事業者概要
- ・【様式5】類似事業の業務実績
- ・【様式6】業務従事予定者の経歴及び専任制
- ・【様式7】業務の実施体制
- ・【様式8-1～7】事業企画提案書
- ・【様式9】参加辞退届

## 7 質問書の受付と回答

### (1) 受付期間

平成 30 年 12 月 19 日（水）から平成 30 年 12 月 25 日（火）午後 5 時まで

### (2) 受付方法

【様式 1】質問書に必要事項と質問を記入のうえ、「14 担当・連絡先」まで FAX で提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

### (3) 回答方法

平成 30 年 12 月 28 日（金）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

## 8 参加表明書及び事業企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

平成 31 年 1 月 10 日（木）午後 5 時まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

### (2) 提出場所

「14 担当・連絡先」に記載のとおり

### (3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

### (4) 提出書類

① 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合は、物品買入れ等競争入札参加資格受付表（写）

※港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合は、

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※3か月以内発行のもの
- ・印鑑登録証明書
- ・財務諸表（最新の事業年度のもの）
- ・納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
- ・許可等の証明書（写）

② 【様式 2】参加表明書

③ 【様式 3-1】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ。

④ 【様式 3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ。

⑤ 【様式 3-3】委任状 ※該当する場合のみ。

⑥ ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのあるものはその写しを 1 部

※該当する場合のみ。「9 事業候補者の選考と審査」参照。

⑦ 【様式 4】事業者概要

⑧ 【様式 5】類似事業の業務実績

- ⑨ 【様式6】業務従事予定者の経歴及び専任制
- ⑩ 【様式7】業務の実施体制
- ⑪ 【様式8-1～7】事業企画提案書
- ⑫ 【任意様式】見積書

(5) 提出部数

ア 提出書類①～⑥ 1部

イ 提出書類⑦～⑫ 正本1部、副本8部、

※提出資料⑦から⑫は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 提出書類の体裁

①提出書類ごとに左上をホチキス留めのうえ、表紙をつけて、左上をクリップ等で留めてください。

②用紙サイズは、すべてA4サイズとしてください。文字のサイズは原則として11ポイント以上とします。

③補足資料は全体で10枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせるものとします。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

(7) 提出書類ごとの注意事項

提出書類は、以下の注意事項に沿って作成してください。

①【様式4】事業者概要

様式に示した項目すべて記載するとともに、別途、会社パンフレットも提出してください。

②【様式5】類似事業の業務実績

過去3年間の官公庁からの依頼による「地域防災活動支援事業」又は「地域防災活動を担う人材育成事業」の実績を記載してください。

③【様式6】業務従事予定者の経歴および専任制

本業務の主たる業務責任者・担当者全員について記載してください。

④【様式7】業務の実施体制

業務従事予定者配置の体系図、人数等について記載してください。

## ⑤【様式8】事業企画提案書

別紙1「仕様書(案)」を踏まえ、以下の項目について簡潔に記載してください。

【1】～【7】の全ての提案が必須となりますが、事業規模の385万(税込)は、【1】～【6】についての規模です。

【7】については、事業規模の2割を上限とし、【1】～【6】と分けて提案してください。

契約締結の際に区と事業候補者とで本業務委託の内容協議のうえ、実施の可否を判断します。

- 【1】港区の地域特性に合わせた、港区防災学校事業を実施するための基本方針と地域防災活動を担う人材育成についての考え方及びそれに基づいた各プログラムの年間スケジュールを記載してください。
- 【2】防災基礎講座について、講座のねらい、目指す目標、目標達成を実現するための考え方、具体的なプログラム、具体的な講師名を提案してください。
- 【3】防災講演会について、講座のねらい、目指す目標、目標達成を実現するための考え方、具体的なプログラム、具体的な講師名を提案してください。
- 【4】防災関連施設見学ツアーについて、講座のねらい、目指す目標、目標達成を実現するための考え方、具体的なプログラム、具体的な講師名を提案してください。
- 【5】防災士養成講座事前学習会について、講座のねらい、目指す目標、目標達成を実現するための考え方、具体的なプログラム、具体的な講師名を提案してください。
- 【6】防災士有資格者向け研修会について、講座のねらい、目指す目標、目標達成を実現するための考え方、具体的なプログラム、具体的な講師名を提案してください。
- 【7】本業務の仕様によるもののほか、貴社が考える地域防災力の向上に寄与する講座や講演会等について、独自の事業を提案してください。

※【7】については、独自事業実施に係る見積書を添付してください。

## ⑥見積書について

別紙1 仕様書(案)に基づく業務の遂行に必要な経費を概算し、仕様書の項目ごとの内訳を記載するとともに、人件費の単価と人工数を明記し、参考見積りとして提出してください。なお、合計金額は税込としてください。書式については任意とします。

なお、事業企画提案書【7】に係る見積書については別途作成し、事業企画提案書【7】に添付してください。

## 9 事業候補者の選考と審査

別紙2 事業候補者選考方針のとおり

## 10 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
  - (3) 提出書類等の返却はいたしません。
  - (4) 書類提出締切後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
  - (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
  - (6) 提出された事業企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
  - (7) 選考された事業企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
  - (8) 事業企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
  - (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
  - (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式9】参加辞退届を提出してください。

## 11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等については区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、平成31年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 本業務委託の内容については、区と事業候補者との協議のうえ決定するものとし、採用された事業候補者の提案の内容全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありません。
- (10) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (11) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 12 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 14 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所5階  
港区防災危機管理室防災課 地域防災支援係 星野  
TEL：03-3578-2111 内線 2512  
FAX：03-3578-2539